

第1 調査・検証の目的と調査・検証チーム

事案の調査・検証、問題点の解明、改善策の検討のため、7月23日に吉田副市長をチームリーダーとする「参議院議員選挙における選挙公報の未配布事案に係る調査・検証チーム」を設置

第2 事案の概要等

選挙公報は、公職選挙法で選挙期日（7月20日）の2日前（7月18日）までに、有権者世帯に配布することとされているが、7月19日以降も「選挙公報が届いていない」との声が市・区選挙管理委員会事務局に多数寄せられたもの

委託事業者名：株式会社ビードリーム（パートナー会社：株式会社ユニティー）

契約金額：22,264,000円（税込）

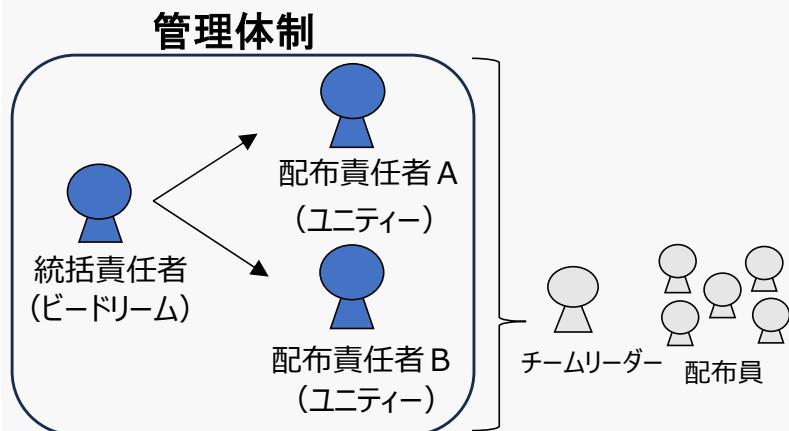
第3 調査・検証の内容及び結果

1 委託業務の実施方法や実施状況の把握

株式会社ビードリーム（以下「ビードリーム」という。）及び株式会社ユニティー（以下「ユニティー」という。）に対して、配布計画や人員体制等に係る資料の提出を求めるとともに、本業務に従事した責任者（3人）、チームリーダー（18人）への事情聴取を実施し、業務の実施方法及びその状況を調査した。

（1）管理体制の適正性

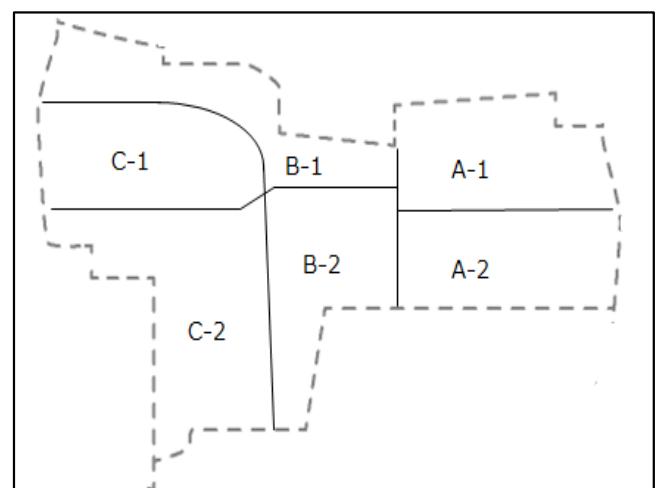
配布責任者はAとBの2人いたが、実際は配布責任者Bがほぼ一人で業務の実施状況を管理しており、7月15日以降は管理不全に陥っていたと証言をしていることから、配布期間の終盤は業務の実施状況が十分に管理できていたとは言い難い状況であった。



（2）配布計画の適正性

- 行政区を複数の配布エリアに分ける際に、7行政区において、山間部や工業地域にある世帯、行政区との境にある世帯など約60世帯分が配布エリアから外れており、計画段階から漏れが生じていることが判明した。
- 事業者から提出されたチーム配置表や残っている地図を確認したところ、配布エリアへのチーム配置は概ね適正であったと考えられるが、資料の一部が残っていないため、全て適正であったとまでは言い切れない。

【配布エリアのイメージ（中京区の場合）】



(3) 配布スケジュールと人員体制の適正性

- ・通常の住宅エリアでは1人1日（6時間）1,000部の配布を想定し、当初787人の人員配置を計画
- ・初日から配布の遅れが生じ、その遅れを受け、1日の作業時間の延長や夜間での配布など対策を講じたものの、全ての行政区で配布に遅れが生じていることから、当初の計画が甘かったと言わざるをえない。
- ・市政協力委員のアンケート結果を見ると、当初の配布スケジュールが配布期間の後半となっている行政区については選挙公報の届いた割合が低い傾向にある。選挙公報の配布に遅れが生じていたことにより、期間の後半となっていた行政区の配布が粗雑になったものと考えられる。

(4) 配布作業の内容の適正性

- ・事業者への事情聴取によると、業務の重要性や配布に当たっての注意点等は、配布員にまで指示されていたものと考えられる。
- ・配布指示を受けた担当エリアをどの大きさに範囲を区切って配布するのか、どういったルートで配布するのかについて、統一されたルールはなく、配布方法はチームリーダー任せになっていた。
- ・上京区、中京区、下京区においては、縦や横の通りごとに担当をつけていたケースもあったが、土地勘のない配布員も多く、こうした地域において、路地の把握が漏れていたことも十分考えられる。
- ・一部配布未了のエリアが、正確に引き継がれていないと推察される例もあり、引継ぎが不十分なことにより未配布エリアが生じた事例もある。

(5) 報告のあった配布部数の適正性

- ・事業者が民間倉庫に保管していた選挙公報の残部数については市選挙管理委員会事務局が指示した写真を撮らずに、ビードリームとユニティーの社内に保管されていた選挙公報の残部数については事前相談なくそれぞれ廃棄されており、選挙公報の未配布について多くの声が寄せられている中で選挙公報の残部数を廃棄したことは、たとえその意図がなくても隠ぺいと疑われかねない行為である。
- ・事業者に選挙公報廃棄処分時の伝票を提出させ、伝票に記載の重量から廃棄部数を算出したところ、推定で273,800部であった（納品部数818,000部から差し引くと、配布部数は544,200部）。
※別の古紙回収業者に廃棄した可能性は低い（市内に登録の古紙回収業者に確認済）。
- ・事業者からは7月20日に701,300部と報告を受けたが、廃棄した重量から推計した配布部数とは大きく乖離があったため、再度報告を求め、最終報告として、560,520部との報告を受けた。
- ・最終報告の560,520部は人員体制を考慮し机上で計算した数値が加算されている。
- ・チームリーダーが日々作成していた業務日報（102枚）の配布部数を積み上げると513,429部となり、この部数は事業者から提出のあった数値の中では、最も現場の配布実態に近く、また、業務日報が作成されていない分（8枚分）があるため、実際の配布部数を推察する際の下限になるものと考えられる。

2 配布状況の実態把握のための市政協力委員へのアンケート調査結果

アンケート送付数：7,990人 回答数：5,331人 回答率：66.7%

＜集計結果＞

「わからない・覚えていない」を除いた割合

選挙公報が自宅（市政協力委員の自宅）に届いたか。

届いた：2,998件(56.2%)

届いていない：1,480件(27.8%)

わからない・覚えていない：853件(16.0%)

行政区ごとの「届いた」の割合（割合が高い順）

※「わからない・覚えていない」を除く

伏見区 76.9% 右京区 75.8% 左京区 69.8%

下京区 67.1% 東山区 66.5% 西京区 63.4%

北区 62.1% 南区 60.6% 山科区 59.9%

中京区 59.3% 上京区 56.9%

御意見等（自由記述、主なもの）

・京都市の責任も重大。市選挙管理委員会事務局の責任も含めて厳正な総括が必要。

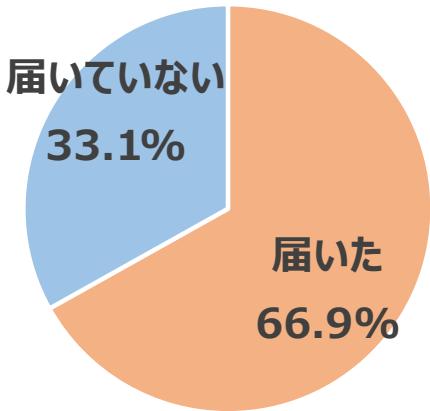
・市政協力委員に配布を依頼すべき。市政協力委員からの配布の方が確実。

・業者委託での配布を続けてほしい。業者委託で市政協力委員の負担がなくなり助かった。

・町内の方から市政協力委員である自分に苦情が届いた。

・紙面による選挙公報は必要なのか。必要な人のみに配ってはどうか。

など



3 委託業務の執行に関する評価

(1) 配布率の評価について

挙証資料が十分でない中、配布率を正確に導き出すことは難しく、事業者から報告のあった配布部数をそのまま配布率の評価とすることは採用し難い。配布率の推定に当たっては、以下の数値を参考とする。

※配布率算定の分母：令和7年7月1日現在の推計人口世帯数 757,941世帯

①廃棄部数から推定した選挙公報の配布部数 544,200部（配布率71.8%）

※ この数値は廃棄したもの以外を全て配布したことが前提となるが、市政協力委員のアンケートや事業者への事情聴取において、同じ世帯に複数回届けられた例も確認済

②業務日報（102枚）に記載された配布部数の積み上げ 513,429部（配布率67.7%）

※ この数値には業務日報が作成されていない分（8枚分）の配布部数が含まれていないが、チームリーダー及び配布責任者の事情聴取において実際に配布作業を行っていることは確認済

③市政協力委員へのアンケートの結果「届いた」と回答した方の割合 66.9%

以上の数値を踏まえ、配布率は概ね7割であったと考えられると評価する。

(2) 本委託契約の取扱い

- 仕様書では、京都市内の全世帯に各1部ずつ配布することとされている中、配布率が概ね7割にとどまつたことに鑑みると、契約の履行が完了したとは言い難い。
- 加えて、当初選挙公報の配布部数が約70万部であるとの虚偽の報告を行ったこと、選挙公報の未配布について多くの声が寄せられる中で、民間倉庫に保管されている残部数を市選挙管理委員会事務局の指示に従わず、写真を撮らずに廃棄し、さらには、ビードリームやユーティー社内に保管していた残部数は事前相談なく廃棄するなど、業務を誠実に遂行したとは言い難い。

これらを踏まえ、本件委託契約については、委託契約書第8条第1項（第1号、第2号及び第6号）に基づき、契約不履行として契約解除することが適当である。

委託契約書

(契約の解除)

第8条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。

- 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
- 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
- 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
- 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく発注者の指示に従わなかったとき。
- 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
- 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

(3) 契約解除に伴う措置

ア 委託料の支払

委託契約書第8条第3項では、契約解除をした場合に、既に一部委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができるとあるため、評価した配布率から委託料(22,264,000円)の7割(15,584,800円)を支払うことが妥当である。

委託契約書第8条第3項

発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

イ 違約金の請求

契約解除をした場合、違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を請求できることとなっており、これを請求することが妥当である。

ウ 契約解除による競争入札参加停止

契約不履行により契約を解除した場合は、京都市入札参加停止取扱要綱第3条別表9（1）カの規定により、6か月の参加停止措置となる。

別表9から抜粋

要件	期間
カ 契約解除 規則第58条、京都市交通局契約規程第61条若しくは京都市上下水道局契約規程第51条により契約を解除したとき。	6月

4 市選挙管理委員会事務局の事務処理等に関する評価

(1) 業務遂行上の不備が疑われる事実とその評価

ア コンソーシアム協定の締結を求めなかつたこと

パートナー会社と協働して委託業務を実施することについて、本来的にはコンソーシアム協定の締結を求めるべきであったが、本事案の直接的な原因とは断定できない。

イ 配布計画の妥当性

多数の未配布が発生した要因として、「配布計画に関する事業者側の見通しの甘さ」が挙げられるが、組織として配布計画の妥当性の検証を怠った事実は厳しく指摘されなければならない。事業者側の甘い見通しを看過した責任は重い。

一方で、今回の選挙から選挙公報の配布を業者に委託したこと等も鑑みると、事業者から提示された計画を信頼せざるを得なかつた状況もあったと考えられる。

ウ 仕様書の不備

仕様書上、配布期間中の日報の提出や市選挙管理委員会事務局による残部数の確認などは規定されておらず、業務の進捗把握のために適切な仕様書が作成されていたとは評価できない。

一方で、配布計画に遅れが生じている報告を受けた後、直ちに事業者に報告を求めるなど、業務の進捗把握をするための措置は講じている。

エ 事業者の報告を信用し、未配布への具体的な対策を講じなかつたこと

1日の稼働時間を延長する、土日の体制を強化する等の報告を受けており、業者の対策について一定の確認を行つてはいた。

オ 残部数の廃棄許可

仕様書上、事業者が投票日の翌日以降に廃棄すること自体は可能であることから、廃棄する前に写真を撮影し証拠を保全することを条件に廃棄を認めたことは、その判断自体が誤りであったとまではいえない。

一方、事態の深刻さを鑑みれば、証拠の保全を事業者に一任せす、関係職員自らが現場に赴き写真撮影を行うなど、より厳格な対応を講じることが望ましい状況であったといえる。

(2) 市選挙管理委員会事務局の事務処理等に関する評価

上記のとおり、一部の事務において、コンソーシアム協定の不備や配布計画の妥当性の判断といった、事務処理上の問題や業務遂行に係る見通しの甘さがあつたことが認められ、また、選挙公報が多数の世帯に未配布となつた状態で、公職選挙法において規定された配布期限を迎えたことは、本市の選挙事務のみならず、市政に対する信頼を大きく失墜させたといえる。

市選挙管理委員会事務局においては本事案を十分に反省のうえ、今後同様の事案を生じさせないよう事務の点検・見直しを行うことが重要である。

第4 調査・検証結果の総括

1 検証結果

本事案は、事業者における配布スケジュールや人員体制、配布状況の管理の甘さが大きな要因であるが、市選挙管理委員会事務局における事業者計画の検証不足や仕様書の不備、進捗状況の把握が不十分であったことなども要因の一つであることが明らかとなった。

2 本事案における改善策・今後の検討事項

本市における選挙公報のポスティング業務については最適な手法が確立されていないことは明らかであり、今後の検討に当たっては事業者の提案をうのみにせず、入念な確認・検証が必要である。そのため、以下の点に留意することを求める。

- ① 事業者から提示される配布計画（スケジュール、人員体制）について、他都市の先進事例を調査し、また、必要に応じ現場の担当者に実態を聞き取るなど、より緻密に客観的な実現可能性を検証すること
- ② 有権者世帯に漏れなく選挙公報を配布できるよう、効率的な配布ルートや配布員の配布状況の管理・把握方法などについて、あらかじめ詳細に確認・検証を行うこと
- ③ 配布に当たって作成した書類（配布計画、地図等）について、市選挙管理委員会事務局への確認を求めるこや業務終了後にその書類の提出を求めるこを仕様書に規定すること
- ④ 早期に配布状況を把握し必要な対応ができるよう、日々の配布部数や配布場所、未配布箇所等を記載した日報の提出を事業者に求めることを仕様書に規定すること
- ⑤ 委託した内容が適切に履行されているかを確認できるよう、配布した日時・場所が分かる完了届の提出、必要に応じて選挙公報の残部数を現地確認することを仕様書に規定すること
- ⑥ 人員の不足や管理不全が生じないよう、1事業者での委託業務の実施にとらわれることなく、複数事業者で委託業務を実施することも選択肢に入れて検討すること
- ⑦ 今回実施したポスティングによる手法以外に選挙公報の配布率を100%に近付けられる手法がないかを検討すること

3 今後に向けて

公平・公正な選挙を執行するに当たり、投票の判断をするうえで極めて重要な情報源である選挙公報を有権者世帯に届けることは、市選挙管理委員会としての重要な使命である。今回、選挙公報の未配布が発生したことは大変遺憾であり、市選挙管理委員会事務局はその責任を自覚し、深く反省しなければならない。

本事案はポスティング手法そのものではなく、その実施方法にこそ問題があったと認識しており、今回の事案のみをもってポスティング手法の是非を判断するものではないが、次回の選挙以降もポスティングによる配布を続けるのであれば、市選挙管理委員会事務局は今回明らかになった問題点を真摯に受け止め、改善を徹底しなければならない。そして、改めて、選挙公報を確実に有権者世帯に届けるという姿勢で臨むことが求められる。

市選挙管理委員会事務局にはそのことを肝に銘じ、必要な検討を速やかに行うよう、強く求める。